

木造住宅の 簡易耐震診断費補助金

最大3万円

解体工事を実施する場合、「倒壊の危険性がある」ことを判定する必要があります。建築士による簡易耐震診断費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前の建築基準のもの
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
- ※居住者のいない空き家も申請可能です！（S56：1981年）

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※耐震診断前に申請する必要があります。

木造住宅の解体に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

ご覧のチラシは「簡易耐震診断」
の案内です！

簡易耐震診断

（簡易的に倒壊の危険性を判定）
⇒最大3万円を補助

又は

耐震診断

（現地調査による耐震性の判定）
⇒最大10万円を補助

解体工事の補助を受けるには、いずれかの
診断の結果「倒壊の危険性がある」と判定
される必要があります。

解体工事

⇒工事費の1/2 最大50万円を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

＜加算条件＞(1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



ブロック塀等 撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
対 象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大20万円（通学路等は最大30万円）

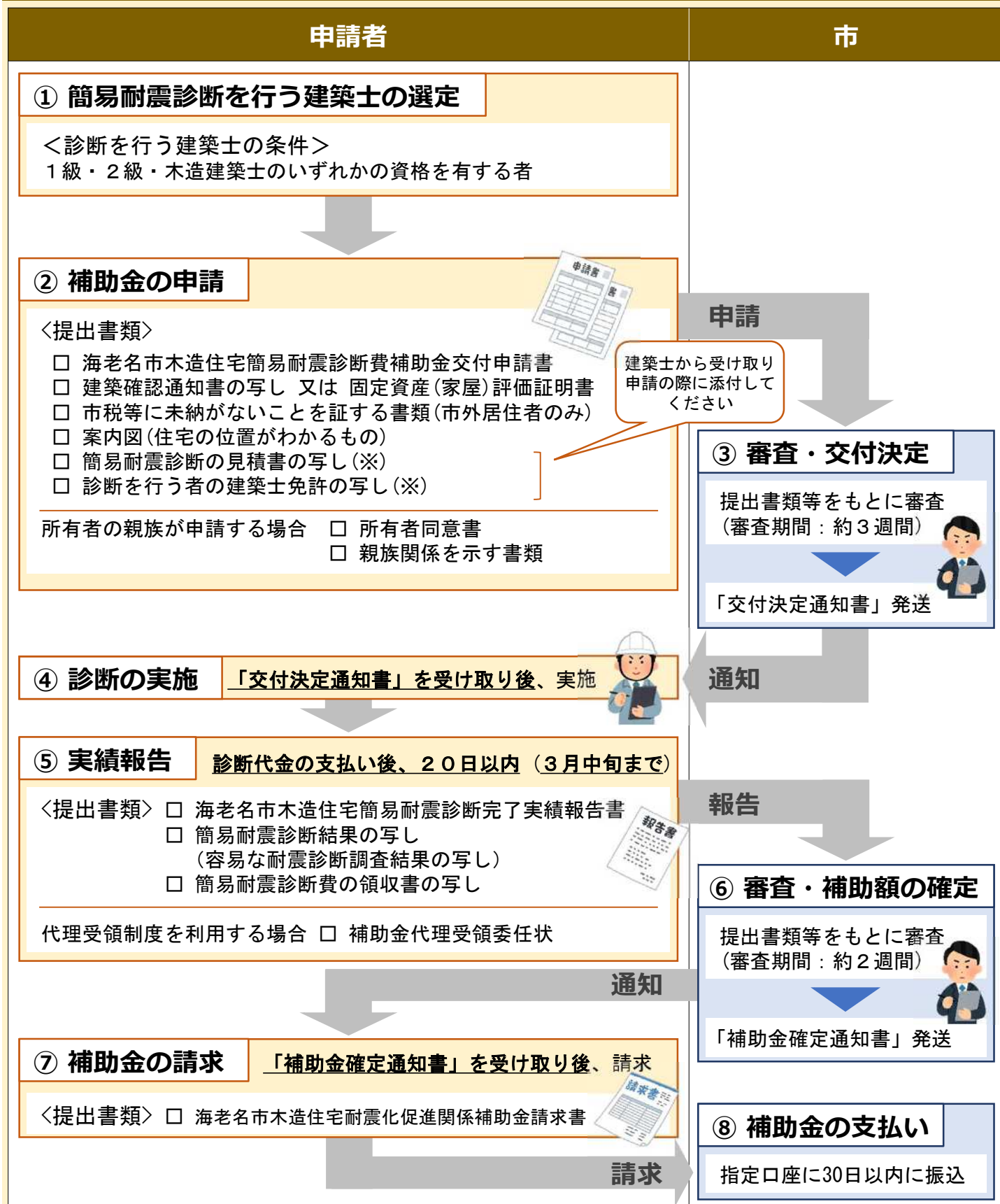


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

木造住宅簡易耐震診断費補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.7作成

関連補助制度の紹介 ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
 対象: 道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
 補助金額: 最大20万円(通学路等は最大30万円)